

倉吉市教育振興基本計画

(素案)

平成23年3月〇〇日

倉吉市教育委員会

目 次

1	策定にあたって	1
2	倉吉教育の現状と課題	
	(1) 学校教育に関連して	2
	(2) 社会教育に関連して	6
3	倉吉市の教育理念・教育目標	10
4	重点施策	
	(1) 学校教育	12
	I 学力向上の推進	
	II 豊かな心・たくましい体の育成	
	III 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成	
	IV 地域と連携した開かれた学校づくりの推進	
	V 家庭教育の充実	
	VI 幼児教育の充実	
	VII 特別支援教育の充実	
	VIII 給食の充実、食育の推進	
	IX 機能的な学校運営体制と特色ある学校づくりの推進	
	X 教育助成の充実	
	(2) 社会教育	19
	I 生涯学習の推進	
	II 公民館活動の推進	
	III 青少年の健全育成・家庭教育の充実	
	IV 体育・スポーツの振興	
	V 有形・無形の歴史的資産の保存と活用	
	VI 親しみ学ぶ機会の提供できる博物館	
	VII 豊かな心を育む図書館づくりの推進	
	(3) 教育委員会の機能強化	25
	(4) 教育環境の整備充実	25
	(5) 学校・学級の適正規模、校区のあり方についての検討	25
5	進捗管理	26

施策体系図

〔重点施策〕

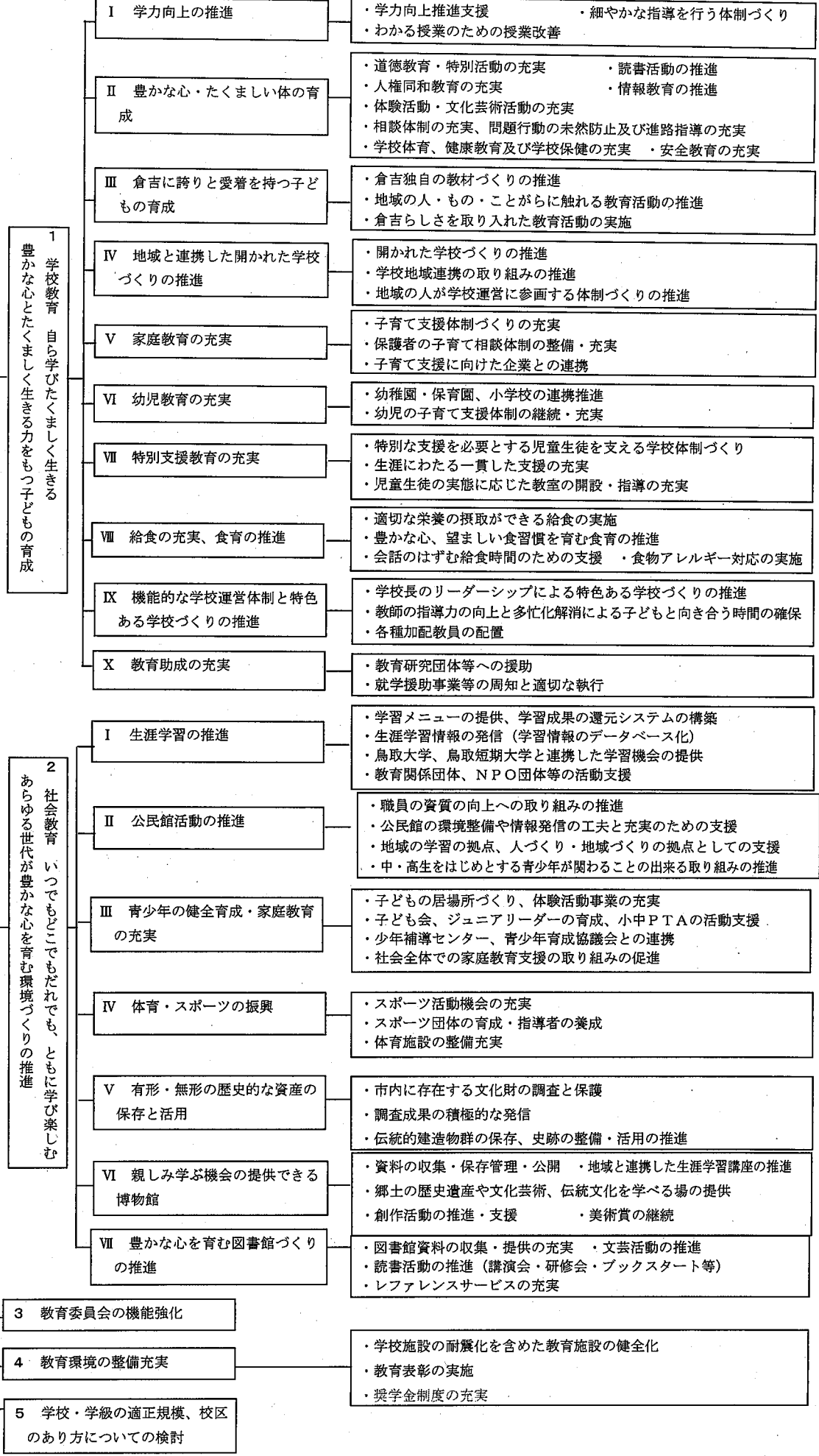
〔主要施策〕

2010/11/02 現在

教育理念 豊かな心を持ち、個性を發揮する人づくり

教育目標

- ・幅広い知識を身に付け、豊かな心を培い、健やかな体を養う。
- ・個性を尊重し、創造性を培い、自主・自律性を養う。
- ・社会の一員として、参画し寄与する態度を養う。
- ・自然を大切にし、伝統と文化を尊重する態度を養う。
- ・郷土を愛し、他人や他地域を尊重する態度を養う。



(平成22年11月2日現在)

1 策定にあたって

教育を取り巻く様々な状況の変化を受け、制定から約60年を経て平成18年に改正された教育基本法において、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲げるなど、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。

改正教育基本法では、第17条に教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「教育振興基本計画」を策定することを規定しており、国においては平成20年に計画が策定されました。地方公共団体においても、同条第2項に基づき国の計画を参酌して教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「教育振興基本計画」を策定するよう努めることとされています。

倉吉市教育委員会においては、第10次倉吉市総合計画と連動して毎年教育委員会重点施策の実施計画を立て、関係機関や関係団体との連携のもとでさまざまな教育施策の推進を図っているところです。

今後さらに長期的なスパンでの施策展開を図っていくために、10年後の教育の方向性を見据えたうえで、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として「倉吉市教育振興基本計画」を策定し、将来的な方向性や今後5年間（平成23年度から平成27年度まで）に重点的に取り組むべき施策を示すこととします。

策定にあたっては、第11次倉吉市総合計画や倉吉市次世代育成支援行動計画の内容との関連を図るとともに、地域の次世代育成や学校と地域との連携推進についての視点を入れ込んだ内容とします。

2 倉吉教育の現状と課題

(1) 学校教育に関連して

○学力実態について

全国学力・学習状況調査や全国標準学力テスト等の分析で市の学力調査を積み上げて来ており、基礎・基本に関する学習内容について本市の教育水準は概ね維持されている状況と言えます。また、それぞれの調査結果を分析し、課題克服に向けて、学ぶ集団づくりの実践が各学校で推進されており、学校及び児童生徒個々の調査結果を追跡していくと、学年を経るにつれ学習効果が表れている例が多く見られます。一方で、学年及び教科により、学校間で差が見られる部分があること、中学校において英語科で全国平均をやや下回る調査結果が見られること、全国学力・学習状況調査の結果において、知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力等に課題があることが指摘されています。

○学力と生活・学習習慣の関連について

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の項目で学力調査結果と関連が見られたもので、朝食を毎日食べている生徒（※注1）の割合、学校や地域の図書館によく行っている児童（※注1）の割合、いま住んでいる地域の行事に参加している児童の割合は全国より高い傾向にあります。また、テストで間違えたところを見直ししている生徒の割合、家で学校の宿題をしている生徒の割合、ものごとを最後までやりとげてうれしかったことがある児童の割合は全国より低い傾向にあります。

（※注1）学校教育法で、小学校で教育を受ける者を「児童」、中学校・高等学校で教育を受ける者を「生徒」という。

○児童生徒の体力について

本市の児童生徒の体力平均値は、全国の児童生徒の体力平均値より例年高い傾向にあります。体格においては、児童生徒ともに全国の児童生徒とほぼ似たような体格であると言えます。また、食育の取り組み、運動をする習慣化（小学校での業間運動、スポーツ少年団等、中学校での部活動等）により、肥満傾向・痩身傾向の児童生徒の割合が全国平均よりも少ない状況です。一方、小学校児童の男女とも長座体前屈の数値が低く、体が硬い傾向にあること、中学校生徒の持久力が全国の平均値より低いことが課題となっています。

○不登校・問題行動等について

長期欠席児童生徒数（年間30日以上欠席者）は、中学校では横ばい状態（慢性的課題）ですが、小学校では減少傾向にあります。また、問題行動の発生件数は平成18年度をピークに減少傾向にあります。これは関係機関との連携が密に行われ、各学校の指導体制がうまく機能していること、また福祉の面と連携して、幼児期から個々に対するきめ細やかな対応を行うことをとおして、小学校への円滑な就学が行える環境が整備されつつあることがその要因だと思われます。一方、携帯電話等の普及により子ども同士のネットワークが広がり、生徒指導上の問題の広域化の傾向が見られること、家庭の環境が原因と考えられる事例が見られること、長期欠席者の改善例も多くありますが、新たな長期欠席者も少なくないことなどの課題も見られ、今後さらに家庭・地域・関係機関と連携した取り組みの強化が必要な状況です。

○人権を尊重する教育について

本市はあらゆる差別の解消をめざして人権同和教育を推進してきました。さらに行動に結びつけていくことを重視していく必要があります。各小中学校で子どもたちにつけたい資質・能力を位置づけた人権同和教育全体計画、年間指導計画を作成しました。今後はこの全体計画、年間指導計画に基づいて実践を行い、児童生徒がお互いを大切にするとともに、人権尊重社会の担い手となるよう人権同和教育を推進していく必要があります。

全小中学校で朝読書を実施したり、心のノートの活用事例を共有するなど、豊かな心の育成をめざした取り組みを推進しています。しかし、全国学力学習状況調査の質問紙調査では、約7割の児童生徒が「人が困っているときは、進んで助けている」と回答していますが、全国平均より低い傾向にあり、さらなる取り組みの強化が求められています。

○特別支援教育について

児童生徒一人一人の教育的ニーズや発達障がいも含めた障がいの種類、状況が多様化しており、個々の児童生徒の状況に応じた支援が求められています。この様な状況の中、就学前教育と小学校との連携が進み、早期発見、早期支援の体制ができつつあり、小中学校での特別支援学級の入級児童生徒は増加傾向にあると同時に、発達障がいを始めとする通級指導教室の設置も行われています。また、個別の支援計画の策定と個別の指導計画の作成も行われてきました。今後はこれらの支援計画、指導計画を十分に活用し、個々の発達と自立に向けた教育活動と生涯にわたる一貫した支援が行われることが必要です。

○幼保小中連携

福祉部局と教育委員会との一体化した移行支援の取り組みが進んでいます。基本的な生活習慣の確立など幼児教育の重要性が強調される中、幼稚園・保育園、小学校の連携の強化充実、さらに進路、自立を考えた小学校、中学校の連携の強化充実（幼児教育と義務教育の縦の連携の強化）が期待されています。

○家庭教育の状況

少子高齢化や一人親家庭の増加、地域への所属意識の変化、経済低迷に伴う厳しい労働雇用の状況等により家庭環境も変化し、子育てしにくい状況となり、基本的生活習慣や家庭学習の習慣の定着等児童生徒への影響が懸念されています。家庭に対しての子育てについての情報提供や相談しやすい体制づくり、また子育てしやすい職場環境の整備など家庭と学校、地域、企業が連携した子育て支援体制づくりが望まれます。

○開かれた学校、地域と連携した取り組みの推進について

市内の全小中学校でホームページの公開、学校評価の公表を行うと同時に、全市で学校一斉公開を実施しており、市民に開かれた学校の推進に取り組んでいます。また平成16年度から行っている各小学校区での教育を考える会を開催することにより、中学生の地域行事への参加が増えたり、あいさつ運動など地域ぐるみの取り組みが活発となったり、子どもに関わる大人が一堂に会して話し合うことで今の親の悩みや学校の取り組みの様子が理解されたりしたという地域があります。全国学力・学習状況

調査でも今住んでいる地域の行事に参加している児童の割合は全国より高い状況となっています。一方で教育を考える会の参加者の固定、地域により取り組みに差があることが課題となっています。

学校評議員制度を導入するなど地域の意見を取り入れた学校運営に努めてきた本市ですが、少子高齢化に伴う児童生徒数の減少や地域の変化を考慮しつつ、家庭・地域・学校の役割を明確にし、今後地域が学校運営に参画するとともに、児童生徒が地域での活動に積極的に参加する等の取り組みの推進（横の連携の強化）が望まれます。今後さらに社会教育の成果（人材育成）を学校教育に還元する仕組みづくりや地域が学校運営に参画する取り組みの推進（横の連携の強化）が望まれます。

《家庭・地域・学校の役割の明確化》

家庭の役割：子どもが生きていく上で必要な基本的な生活習慣や規範意識を身につけさせると同時に、心と体を休める場となる。

地域の役割：子どもが活動できる安心・安全な場を提供するとともに、地域全体で家庭での教育を支え、学校と協力して子どもを見守り、育てる。

学校の役割：バランスよく知・徳・体の力を身につけさせると同時に集団の中での人間関係の基本を身につけさせる。

○給食、食育について

- ・倉吉市では、以前より給食を教育の一環として取り組んできた結果、衛生管理や運営、献立、食育推進、地産地消推進、学校の取り組み等が評価され、給食センターをはじめ多くの小・中学校、食材供給団体が文部科学大臣や鳥取県教育長の表彰を受けています。
- ・コンビニやファーストフード、インスタント食品などの利用の日常化により、季節や地域に関わりなく好きなときに簡単に食べ物が手に入る時代であり、改めて食を通じて、自然の大切さや生産から消費までに関わる人々の活動、また特産物や地域の食文化等にふれ、食育の重要性を認識するとともに、豊かな心を育てていく必要があります。
- ・食育の推進により、朝食を毎日食べている児童生徒が95%以上となっていますが、夜更かしや朝食抜きなど生活習慣、食習慣の乱れ、学校生活の乱れ、学習意欲や学力の低下に繋がるため、引き続き児童生徒及び保護者の理解を深めていく必要があります。

○教員の業務について

- ・教員が授業時間外に処理すべき業務は多種多様であり、その業務量は多く勤務時間内において、教員が授業以外で使うことのできる時間は、空き時間や放課後の限られた時間となっています。このため学校長のリーダーシップのもと機能的な学校運営体制を確立し、教師の指導力の向上と多忙化を解消するとともに子どもと向き合う時間の確保が望まれます。

○学級編制の状況について

- ・国が標準として定めている1学級の人数は40人ですが、鳥取県では小学校1、2年生で30人学級、中学校1年生で33人学級を適用しています。少人数学級を実施することで、教師の目が行き届き、きめ細やかな指導につながっていたり、落ち着いた環境で学ぶことができ、子ども・保護者の安心感があつたりする等の意見があります。

ただ、小学校2年生までは少人数でありながら3年生で大人数となり、学級のまとまりがなくなる場合が見られ、今後どこまでを少人数学級とするのか検討する必要があると同時に教員配置についての工夫が求められます。

- ・一方で1学級の人数が極端に少なくなる学級があり、児童の多様な考えを多面的に学ぶことが難しく、学級集団の中で社会性を身につけにくい状況があります。

○児童・生徒数の推移

- ・倉吉市の今後の児童生徒数を現在の住民登録を基に予測すると、小中学校ともに全体として減少する傾向にあります。増加が見込まれる学校は少数であり、大多数の学校で減少します。そのため、今後適正な学級・学校の規模、校区のあり方についての検討が必要となってきます。

(2) 社会教育に関連して

○生涯学習活動について

- ・市民の学習ニーズは多種多様化していますが、反面、「学習活動を全く行っていない」人の割合が数字のうえで増えています。しかし、これは講座や研修に参加することが生涯学習かのような設問からくる数値であり、本来用意された活動以外であっても読書・映画・音楽などの趣味やレクリエーション・スポーツ・ボランティア活動も生涯学習になりうるものだということを啓発していく必要があります。
- ・生涯学習講座の受講者の受講内容に対する不満足度は、過去3年にわたって10%を切っており、一定の水準に達しているものと思われませんが、市民の高度な要求に対応するべく、更なる内容の充実を図らなければなりません。また、リピーターが定着してきているものの、更なる学習機会や情報の提供に広く努め、新規受講生への働きかけも必要です。公民館活動の支援や鳥取大学、鳥取短期大学、その他既存の社会教育施設等と連携した学習メニューの提供をはじめ、より多くの世代が生涯にわたって学ぶことのできる場や情報の提供を行うとともに、学習成果を地域や家庭などに還元できるシステムの構築が必要です。

○公民館活動について

- ・市内13箇所にある地区公民館は、平成18年度に委託制度から指定管理者制度に移行し、生涯学習をはじめとする地域住民のニーズに応じた様々な事業や地域の抱える課題に対応し、「学習」の拠点、「人づくり・地域づくり」の拠点として活動していますが、取り組みには、地域間で大きな違いがあります。
- ・事業や学習内容のマンネリ化や参加者が固定化するなどの傾向が見られるなか、地域及び利用者のニーズに対応した魅力ある事業を展開していくため、職員のレベルアップはもとより、事業を評価し公表することで次年度へと活かしていくことが重要です。また、公民館は住民にとって最も身近な学習の拠点であり、気軽に集える環境づくりや情報発信の工夫を図らなければなりません。地域で活躍する「人財」の情報を発信・共有、また新たに「人財」を養成するとともに、活躍できる場を作るなどの「地域づくり・ネットワークづくり」も必要です。
- ・事業に中学生の参画を図る地区が増えてきています。中学生に限らず、小・中・高校・青年へと繋がる活用により、地域の活性化への支援を講じる必要があります。

○青少年教育・家庭教育について

- ・倉吉市における非行少年（刑法犯）の検挙・補導数は減少傾向でしたが、平成19年は前年比14人の増加、平成20年は前年比9人の減少、平成21年には前年比11人の増加となっています。また、不良行為少年の補導件数は、増加傾向にあったものが、平成19年においては53人の減、さらに平成20年は75人の減、平成21年は35人の減となっています。家庭・地域・学校の連携による補導活動、地域での安全パトロールなどで指導がなされている現状です。
- ・近年、急速に普及した携帯電話やパソコン等のメディア媒体を利用した犯罪や人権侵害の危険性が増してきています。そのメディア媒体の活用能力について、保護者と児童生徒が適切に学習できる体制の充実が必要となっています。
- ・地縁や人間関係の希薄化、個人主義の浸透により、地域活動やPTA、子ども会等の社会教育関係団体の組織力が低下し、活動が減少あるいはジュニア・リーダー、青年団など活動休止する団体もあり、青少年を取り巻く地域組織力の再構築が望まれます。

- ・子どもの模範となるべき親の実体験不足に加え、親が子育てに困った際に相談できる相手や場所も少なく、特に子どもたちの規範意識や体力への影響が懸念されます。日頃から地域行事に参加するなど、異世代間での交流を深め、コミュニケーション能力の向上やネットワークづくりを行うことが必要です。
- ・地域経済の低迷とともに、厳しい労働雇用環境や行先不透明で不安が募る暮らしの中で、子どもに目を配れない家庭や地域が生じているなか、企業の子育て支援の充実が必要です。
- ・全国学力・学習状況調査の結果、「基本的な生活習慣」の定着が「確かな学力・豊かな心」を育むことに関係があることが明らかになり、大人を含めた社会全体の問題としてとらえ、まず家庭で取り組むことの見直しとして平成21年度に「倉吉の子育て十か条」を作成しました。現在これの普及啓発に努めていますが、今後も継続していく必要があります。

○体育・スポーツについて

- ・平成12年9月に国は、スポーツ振興法に基づく「スポーツ振興基本計画」を策定し、その中で生涯スポーツ社会に向けた地域のスポーツ環境整備を成人のスポーツ実施率を50%（成人が一週間に一回以上スポーツをする割合）とする目標を掲げました。
併せて総合型地域スポーツクラブの全国展開を掲げています。平成22年までに少なくとも一自治体一団体の育成を目標としています。
- ・本市においては、総合型地域スポーツクラブとして平成16年4月に「NPO法人かほくスポーツクラブ」、さらに平成19年度には「打吹スポーツクラブ」が設立されました。
- ・日ごろからスポーツに取り組んでいる市民の割合は、平成17年度29.2%、18年度26.4%、ウォーキングを含むとした19年度には41.8%となっていますが、20年度40.0%、21年度40.1%、22年度40.0%と横ばいになっています。また、ほぼ毎日行っていると答えた人のうち、60歳以上が69.6%を占め、仕事を退職後、メタボ予防等、健康づくりの一環としてスポーツに取り組む姿勢がうかがえます。反面、20代～50代までの実施率が25.7%と低いため、日常の中でスポーツに取り組むきっかけづくりが必要です。
- ・少年期のスポーツ活動は、生涯を通して健康で明るい生活を営むために運動の習慣化を図り、生涯を通じて楽しむことのできるスポーツに接する重要な基盤づくりの時期です。そのため、多種多様なスポーツに接する機会を設け、スポーツの楽しさを体験させることが大切です。しかしながら、行き過ぎた指導や学校、地域行事などに支障をきたすなどの問題が生じている現状もあり、スポーツ少年団及び少年スポーツクラブ団体の実態把握をするとともに、保護者や指導者に対する研修が必要とされています。
そのために、各種スポーツ活動機会の充実、スポーツ団体の育成・指導者の養成、体育施設等の環境整備を図ることを課題としています。

○文化財の保護と活用について

- ・倉吉市には、有形無形の数多くの文化財が存在しています。その中には国・県市の指定及び選定・登録されている文化財が現在89件あります。文化財に指定されていなくても価値の高いものもあり、それらの調査研究を行っていくことが必要です。また、指定・未指定に関わらず保護措置が必要なものについては、その価値が減じることが

ないよう、速やかに対応することが求められます。

- ・平成22年度倉吉市民意識調査によると、地域に伝わってきた伝統文化を大切にしたいという回答が90%を越えるのに対し、地域に存在する伝統文化・文化財を知っているとの回答は50%を下回っているため、市民に対し積極的な情報発信が必要です。

○博物館について

- ・博物館では、倉吉市内一円から出土した考古資料や前田寛治など郷土画家等の作品、明治大正期の倉吉を知ることに由来する民俗資料を収蔵してきました。考古部門では、《装飾子持壺付装飾器台》を含む重要文化財3点をはじめ、県保護文化財を寄託品も含め6件を収蔵。美術部門では前田寛治の油彩や、菅楯彦の日本画など郷土作家作品を収蔵。1988年に創設したトリエンナーレ美術賞では、絵画作品39点を所蔵し、「緑の彫刻プロムナード」などに21点の野外彫刻を設置してきました。民俗部門では、倉吉ブランドである稲扱千刃、倉吉緋や太一車などを収蔵しています。
- ・各部門で、収蔵品による企画展を年に数回開催していますが、展示内容を毎回変えていますが、大きな変化を出すことが難しいため、いつも同じというイメージを持たれてしまっています。また、特別展や県主催の巡回展の増加により、常設展示期間の確保が困難となっているため、常設展示期間の確保と展示内容についての積極的な情報発信が必要となっています。
- ・入館者については固定化しており、高齢化も顕著です。若年層の入館が少なく、入館料を無料としている中学生以下の利用が少ない現状があり、入館促進に向けての取り組みを行う必要があります。
- ・特別展では、倉吉市独自のものや展示内容をやや高度にすると入館者が少なくなる傾向があります。新聞社との共催展については、採算性と入館者数だけを目的に続けていくのかどうかを検討する時期となっています。
- ・順路がわかりづらい、展示数が少ないなど、施設面の問題については対策が困難です。コインロッカーが設備されていない点については、来館者の方の荷物を受付で預かるようにしていますが、特別展開催時などは対応が困難な場合もあります。館内のバリアフリー対応とあわせて老朽化の甚だしい施設面の改善努力が必要です。
- ・資料のデータベース化や資料に対する市民の認知度を上げる努力を行う必要があります。また、資料だけでなく、全体的な情報発信をより強化することが求められています。

○図書館について

- ・平成13年4月に開館して以来1日当たり1,000人を越す利用者があり、開館9年目の平成22年7月に来館者が300万人を突破しました。平成22年4月には、「おなかの中から読書の習慣を」という母子手帳交付時の読書活動などが評価され、「子どもの読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受賞し、今後もブックスタート事業の継続、読み聞かせの実施、学校図書館への支援等により子ども読書・学習環境の整備を図り、また、ビジネス支援、医療・健康、福祉等に関する情報や地域資料などの市民の課題解決支援機能を充実させ若者の定住化、地域の活性化に寄与します。
- ・蔵書冊数は216,420冊（平成22年3月末現在）、市民1人の年間貸出冊数は7.5冊と県内図書館の上位であり、年間の図書購入冊数は約5,000冊を数え親しみのある図書館としての役割を果たしています。
- ・学校の夏休み期間中については他の期間に比べて来館者が多く、8月の月曜休館日に

も開館して欲しいという要望が寄せられています。

3 倉吉市の教育理念・教育目標

【教育理念】

豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり

国際化、情報化の進展により、私たちの生活は大きく変貌し、倉吉に居ながらにして世界とつながる状況となっています。また、経済成長により一定の物質的な豊かさを手に入れました。しかし一方で、少子高齢化や過疎化の進行等に伴う地域社会での人間関係の希薄化や、地域社会そのものの維持が課題となっています。さらに倉吉にあっても豊かな自然や歴史・文化に恵まれていることに気づかないことが指摘されています。また近年の経済的に厳しい状況において、所得格差による子どもたちへの影響が懸念される状況となっています。

こうした現状を踏まえ、今後の倉吉市教育の在り方について、市民と意見を交換し検討した結果、教育理念と五項目の教育目標を次のように決めました。

豊かさとは、物質的な豊かさだけでなく、私たちの周りにある自然や歴史・文化、そして生活の中で豊かさを感じるといふ精神的なものもあると考えます。倉吉の大地に根ざし、さまざまなものを生産し創造すること、また、そのことで得られる充実感や満足感、それらも豊かさと考えます。

豊かな心とは、美しいものに対して美しいと感じる心、優しさや思いやりなど人権感覚を大切にし、人とのつながりの中に豊かさを感じる心だと考えます。そして、快適に働き・学び・遊び・憩うことができること、安心して暮らせることに喜びを感じる心だと思います。それは、まちに誇りと愛着を持つことにつながります。

その豊かさの上に、一人一人の持っているかけがえのないその人のよさ、その人らしさを磨き、発揮できる人づくりが求められています。倉吉市民の中には、学問・スポーツ・文化・芸術・伝統芸能などで力を発揮し、それらに取り組むことを生きがいとしている人もたくさんあります。自分の生きがいだけでなく、その力を地域に役立て、しっかりと貢献している人も多くあります。こうした何らかのことで、自己実現を図りつつ、社会に貢献できる人づくりこそ、これからの倉吉市民の在り方です。

倉吉市の自然・風土・歴史・文化の恩恵に浴して、豊かで健やかな心身を育み、一人一人の個性や能力を発揮し、地域に誇りと愛着を持ち、幅広く交流し、倉吉の発展に寄与する人づくりをめざし、「豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり」を倉吉市の教育理念と定めます。

【教育目標】

- ・幅広い知識を身に付け、豊かな心を培い、健やかな体を養う。

人格の完成を目指し、個人としてまた社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、知・徳・体の調和のとれた人を育成することを目指します。

- ・個性を尊重し、創造性を培い、自主・自律性を養う。

一人一人の持っているかけがえのないその人のよさ、その人らしさをお互いが尊重し、新たなものを創造していく力を培い、よりよく生きるために自ら進んで行動するとともに社会のルールの中で自らを律することができる力を養います。

- ・社会の一員として、参画し寄与する態度を養う。

社会の形成者の一員であることを自覚し、公共の精神に基づき、他の人とつながり自ら進んで地域づくりに参画しその発展に寄与するとともに、次代を担う地域での後継者を積極的に育成していこうとする態度を養います。

- ・自然を大切にし、伝統と文化を尊重する態度を養う。

生命を尊び、豊かな自然を大切にするとともに、古くから大切にされてきた伝統や文化を尊重し、それらを継承、発展させるとともに、豊かな自然とその中で培われてきた文化を次代に引き継いでいこうとする態度を養います。

- ・郷土を愛し、他人や他の地域を尊重する態度を養う。

倉吉のよさを感じるとともに、倉吉にあっても、他の地域にあっても倉吉を愛する心を持ち、人権尊重社会の実現を目指し、他人や他地域を尊重し、お互いの発展に寄与する態度を養います。

4 重点施策

(1) 学校教育

学校教育基本方針 豊かな心とたくましく生きる力をもつ子どもの育成
～自ら学び、たくましく生きる～

学校教育は、児童生徒が共に学び楽しく学校生活を送ることをとおして、夢や希望を持ち、生涯にわたりその実現に向けて努力する態度や能力の基礎を育むことをねらいとしています。

近年、情報化や国際化、少子高齢化や一人親家庭の増加、また経済低迷に伴う厳しい労働雇用の状況など、子どもを取り巻く社会情勢の変化につれて、保護者の価値観やライフスタイルも変化し、地域の人と人とのつながりも希薄化していることなどの理由により、子どもたちの学力や生活習慣等に様々な課題が生まれています。

そうした背景にあって、平成23年度に小学校で、平成24年度に中学校で全面実施となる学習指導要領は、子どもたちが自ら学び、自ら考える力を育むことを基本として、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、確かな学力と豊かな心と健やかな体（「生きる力」）を、さらに育むことを目指して改訂が行われました。

本市学校教育においては、本市が培ってきた自然・歴史・文化という特性をいかしながら、学校と家庭と地域社会の連携のもと、各校が特色ある充実した教育活動を展開し、学力の向上や豊かな心とたくましい体づくりをめざし、故郷に誇りと愛着をもつことのできる子どもの育成に努めてきました。

今後は、これまでの取り組みをさらに推進するとともに、学習指導要領の趣旨を生かした教育活動も積極的に取り入れるなどし、あらゆる教育活動をとおして本市の子どもたちに「生きる力」を育むことに努めます。そして、優しさや思いやり、人とのつながりの中に豊かさを感じる心を持ち、前向きに努力していくとともに困難なことでも耐える力と、新たなことにチャレンジしていく力をもつ子どもを育成していきます。

そのために体験活動の充実や家庭と連携した取り組みを推進するとともに、地域の人が学校運営に参画する体制づくりを推進（横の連携）していきます。また、保育園・幼稚園、小学校、中学校との連携（縦の連携）を深め、幼児期から一貫した支援の充実に努めます。

○倉吉のめざす子ども像

- ・ 確かな学力を身につけた子ども
- ・ 学び方を身につけた子ども
- ・ 思いやりのある子ども
- ・ たくましい体をつくる子ども
- ・ 自分の思いを表現できる子ども
- ・ 倉吉のよさを感じ、地域で活動できる子ども

○倉吉のめざす教師像

- ・ 教育に対する情熱と児童生徒に対する教育的愛情を持つ教師
- ・ 専門性・指導力の向上を求める教師
- ・ よりよい学校を目指し、進んで行動し創造する教師
- ・ 社会人としての教養、人権意識を身につけた教師
- ・ 倉吉のよさを知り、保護者・地域とのつながりを大切にする教師

重点施策Ⅰ 学力向上の推進

基礎的な知識及び技能を習得させ、それらを活用して課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むとともに主体的に学習に取り組む態度を養います。

また、そのための教職員の資質、指導力の向上を目指して、授業研究会や関係機関と連携した研修を推進しわかる授業を実践するとともに、細やかな指導を行う体制づくりに努めます。

〈主要施策〉

○学力向上推進支援

- ・学力実態の把握と分析、課題解決に向けた取り組みに対する支援
(県診断テスト、標準学力テストの実施)
- ・ステップ9(※注2)の内容・活用方法の検討
- ・市教育委員会学校計画訪問の実施と指導助言
- ・市初等教育研究会、中学校教育振興会などにおける学力向上対策の推進
- ・ICT(※注3)の活用推進
- ・授業評価(教職員・児童生徒)の導入・活用
- ・新学習指導要領の実施
- ・研究主任者会、教科担当者会等の開催による情報の共有化の推進

○わかる授業のための授業改善

- ・教職員の指導力向上(県教育センターの研修・市独自の研修)
- ・校内授業研究会における指導助言
- ・年間指導計画の見直しと改善に関する指導助言(新学習指導要領実施)

○細やかな指導を行う体制づくり

- ・少人数学級教員加配
- ・複式学級解消教員加配
- ・指導方法の工夫改善による学習指導の充実
- ・小学校教科担任制の継続実施
- ・多人数による学習の長所を活かした集合学習の推進

(※注2) ステップ9

基礎的な知識や技能の習得のための倉吉市独自のプリント。国語では漢字学習、算数・数学では計算領域となっています。倉吉市の教員が作成を行い、原版が電子データでも共有されているため、児童生徒の実態に応じて修正して活用することが可能。

(※注3) ICT

Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション能力、情報通信技術と訳される。

重点施策Ⅱ 豊かな心・たくましい体の育成

読書活動や体験活動を積極的に推進するとともに、道徳教育や人権同和教育の充実を図り、豊かな心を育成します。また、運動や健康・安全についての理解を深め健康の保持増進のための実践力と体力の向上を図ります。

〈主要施策〉

○道徳教育・特別活動の充実

- ・道徳の時間の充実・深化を図るため「心のノート」の活用推進（活用事例集作成）
- ・大人から子どもたちに向けて伝えたい言葉、しぐさ、ものごとの活用
- ・おひさまふれあい会（小中学生と赤ちゃんとのふれあい会）の推進

○読書活動の推進

- ・朝の一斉読書の実施
- ・学校図書館経営の充実（図書館経営と図書活用に関する計画訪問）
- ・学校図書館司書の全校配置及び司書教諭と学校図書館司書との連携推進
- ・学校図書館相互、学校図書館と市立図書館との連携
- ・伝えたい本をもとにした「読みたい本（推薦書）」のリスト作成・活用

○人権同和教育の充実

- ・年間指導計画に基づく必要な資質・能力を明確にした実践及び検討
- ・人権同和教育の題材・教材、学習過程に関する研究
- ・人権同和教育を推進する体制づくり
- ・中学校区同和教育研究会の推進
- ・家庭・地域・学校の共同運営による地区学習会の推進

○情報教育の推進

- ・多様な情報を選択活用する基礎的能力の育成
- ・パソコンや携帯電話の正しい活用の理解促進
- ・情報モラル教育の推進

○体験活動・文化芸術活動の充実

- ・地域の素材や環境を活用した体験的な学習の推進、教育課程の編成（再掲）
- ・福祉施設等での交流・体験学習の実施
- ・宿泊体験、職場体験活動の推進
- ・文化・芸術に触れる機会の確保
- ・博物館、図書館、民俗資料館の活用

○相談体制の充実、問題行動の未然防止及び進路指導の充実

- ・鳥取県中部子ども支援センターの充実
- ・不登校対応教員加配の活用
- ・スクールカウンセラーの配置の継続
- ・心の教室相談員、子どもと親の相談員の配置の継続
- ・生徒指導対策推進会議の開催
- ・思春期保健対策の推進（養護教諭の研修、保護者等への研修）
- ・キャリア教育の推進

○学校体育、健康教育及び学校保健の充実

- ・体育及び体育的行事等の充実
- ・学校内外での外遊び、業間体育等の推進
- ・中部学校保健会の活動の推進
- ・性教育及び喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実
- ・生徒の実態に応じた部活動のあり方の検討・活動の充実

○安全教育の充実

- ・学校安全危機管理マニュアル及び安全マップ等による安全教育の推進
- ・不審者対応及び登下校時の児童生徒の安全確保の推進
- ・地域ぐるみの学校安全組織の活動推進
- ・スクールガード等学校支援ボランティアの協力による安全確保（再掲）

- ・児童生徒の危機管理能力の育成
- ・交通安全教育の推進

重点施策Ⅲ 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

子どもたちが倉吉の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、倉吉のよさを子どもたちに伝えるため、地域の特色を生かし、人材や歴史、自然等の倉吉の財産を子どもたちが「知る・楽しむ・育む」ことのできる取り組みを推進します。

〈主要施策〉

○倉吉独自の教材づくりの推進

- ・郷土資料「私たちの倉吉」の改訂・活用
- ・倉吉体験活動マップの作成・活用
- ・市民講座「倉吉学入門（仮称）」の作成・活用（再掲）
- ・「菜の花プロジェクト」など学校と地域が連携した取り組みの推進

○地域の人・もの・ことがらに触れる教育活動の推進

- ・各教科、総合的な学習の時間の年間指導計画などへの位置づけ
- ・地域の素材や環境を活用した体験的な学習の推進、教育課程の編成（再掲）
- ・地域コーディネーターを核とした学校応援団組織づくりと活用
- ・博物館や歴史民俗資料館等市の文化・芸術施設等の積極的活用
- ・伝統的建造物群、史跡などの地域の文化財を活用した体験活動の推進

○倉吉らしさを取り入れた教育活動の実施

- ・倉吉市小中学生リーダー会議（淀屋サミット）の開催
- ・学校支援ボランティア等地域人材の積極的活用
- ・公民館等関係機関との連携推進
- ・商工会議所との連携（親子歴史まち並み産業見学教室等の開催）

重点施策Ⅳ 地域と連携した開かれた学校づくりの推進

保護者や地域に積極的に情報を公開するとともに、学校評価をさらに推進し、各学校が創意工夫のもと地域の実態に応じた特色ある教育活動を展開し、活力ある学校づくりができるよう地域の人が学校運営に参画する体制づくりを推進します。

〈主要施策〉

○開かれた学校づくりの推進

- ・学校評価の実施と活用
- ・学校一斉公開の継続実施
- ・学校評議員制度の効果的活用
- ・学校ウェブページの効果的活用

○学校地域連携の取り組みの推進

- ・「倉吉の子育て十か条」の啓発、推進（再掲）
- ・不審者対応及び登下校時の児童生徒の安全確保の推進（再掲）
- ・地域ぐるみの学校安全組織の活動推進（再掲）
- ・スクールガード等学校支援ボランティアの協力による安全確保（再掲）
- ・家庭教育協力推進企業制度の活用（再掲）
- ・地域行事等での子どもの出番づくり（再掲）

○地域の人が学校運営に参画する体制づくりの推進

- ・地域と学校をコーディネートする仕組み作り
(倉吉版学校支援地域本部(仮称)「市民による地域学校」の設立に向けての検討)
- ・各地区での教育を考える会を核とした地域づくりの取り組み

重点施策Ⅴ 家庭教育の充実

家庭教育の重要性を保護者が自覚し、家庭での基本的な生活習慣や学習習慣の確立等について取り組めるようにしていくとともに、相談体制の整備など保護者が子育てしやすい体制づくりを推進していきます。

〈主要施策〉

○子育て支援体制づくりの充実

- ・子育てガイドブック(「倉吉子育て帳(仮称)」)の作成・活用(再掲)
- ・「倉吉の子育て十か条」の啓発、推進(再掲)
- ・(放課後児童クラブ等の充実)
- ・子育て講座の開催

○保護者の子育て相談体制の整備・充実

- ・子どものライフステージに応じた相談体制の充実
- ・中部子ども支援センターの機能拡充
- ・総合的な教育相談機関の設置・活用(再掲)

○子育て支援に向けた企業との連携

- ・家庭教育協力推進企業制度の活用(再掲)

重点施策Ⅵ 幼児教育の充実

保育園・幼稚園と小学校の連携を充実させ、基本的な生活習慣の定着や規範意識の育成及び他者との関わり等について幼児期の教育の充実を図ります。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、教職員の交流により、教育・保育内容の相互理解及び指導の在り方についての研究を行います。

〈主要施策〉

○幼稚園・保育園、小学校の連携推進

- ・「倉吉市幼児教育研究会」の設立、連携の強化
- ・教員同士の交流を推進

○幼児の子育て支援体制の継続・充実

- ・系統的な子育て相談体制の確立(乳幼児・5歳児検診、就学時健診等)
- ・総合的な教育相談機関の設置・活用(再掲)
- ・子育てガイドブック(「倉吉子育て帳(仮称)」)の作成・活用(再掲)

重点施策Ⅶ 特別支援教育の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズや障がいの種類や状況に応じた創意ある教育課程の編成と指導方法の工夫改善を行い、個々の発達と自立に向けた教育活動と生涯にわたる一貫した支援の充実に努めます。

(主要施策)

- 特別な支援を必要とする児童生徒を支える学校体制づくり
 - ・特別支援教育主任を中心にした校内特別支援教育指導体制の確立と指導の充実
 - ・市就学指導委員会の開催と適正就学の推進、障がい種に応じた学級の開設
 - ・特別支援教育に関わる人的支援
- 生涯にわたる一貫した支援の充実
 - ・幼稚園、保育園、学校、福祉、医療等との連携推進
 - ・教職員の資質向上を図る研修会の実施
 - ・倉吉市個別支援計画の策定と個別の指導計画の作成及び活用
- 児童生徒の実態に応じた教室の開設・指導の充実
 - ・「まなびの教室」（発達障がい通級指導教室）
 - ・「ことばの教室」（言語通級指導教室）
 - ・「つくし学級」（院内学級）
 - ・日本語指導教室（外国にルーツをもつ子ども等への支援）

重点施策Ⅷ 給食の充実、食育の推進

豊かな心と体、望ましい食習慣等を育むため、給食の充実や食育の推進を図ります。

〈主要施策〉

- 適切な栄養の摂取ができる給食の実施
 - ・栄養摂取量やバランスが取れた安全な給食の実施
- 豊かな心、望ましい食習慣を育む食育の推進
 - ・親子で学ぶ食の教室（小学1年生全クラス）の継続実施
 - ・栄養教諭等による給食時指導、教科等での指導の継続実施
 - ・地産地消率の向上・充実
 - ・倉吉市食育推進研究推進校の指定
 - ・学校給食週間の実施
- 会話のほずむ給食時間のための支援
 - ・人気メニュー、地産食材メニュー、郷土食等の実施
 - ・給食センターだよりによる食に関する情報提供
- 食物アレルギー対応の実施
 - ・除去食、代用食対応
 - ・アレルギー食材の情報提供

重点施策Ⅸ 機能的な学校運営体制と特色ある学校づくりの推進

学校長のリーダーシップのもと機能的な学校運営体制を確立し、特色ある学校づくりを推進するとともに、教師の指導力の向上と多忙化を解消するとともに子どもと向き合う時間を確保します。

〈主要施策〉

- 学校長のリーダーシップによる特色ある学校づくりの推進
 - ・管理職研修会、校長会の活用
 - ・学校評議員制度の効果的活用（再掲）
 - ・学校評価の実施と活用（再掲）

- ・特色ある学校づくり推進事業
- 教師の指導力の向上と多忙化解消による子どもと向き合う時間の確保
 - ・学校組織マネジメントの活用
 - ・地域と学校をコーディネートする仕組み作り
(倉吉版学校支援地域本部(仮称)「市民による地域学校」の設立に向けての検討)
(再掲)
 - ・研修の充実(若手、中堅、管理職、職務)
 - ・ICT活用による校務の能率化推進
- 各種加配教員の配置
 - ・様々な課題克服のための加配教員の配置

重点施策X 教育助成の充実

学校や地域がより一層輝きを放つために、教育研究を実施すると共に、研究団体等や就学援助事業等に関する援助を行います。

〈主要施策〉

- 教育研究団体等への援助
 - ・倉吉市初等教育研究会、倉吉市中学校教育振興会への援助
 - ・小・中学校体育連盟等事業
 - ・連合音楽会、金管バンドフェスティバル、中学校文化連盟等事業
- 就学援助事業等の周知と適切な執行
 - ・就学援助事業
 - ・遠距離通学費補助
 - ・特別支援教育就学奨励費
 - ・へき地教育援助費
 - ・学校給食費の減免

(2) 社会教育

社会教育基本方針 あらゆる世代が豊かな心を育む環境づくりの推進
～いつでもどこでもだれでも、ともに学び楽しむ～

「いつでも」「どこでも」「誰でも」とともに楽しみ学ぶことの出来る環境づくりや情報の収集、提供を図るため、地区公民館をはじめ、図書館、博物館などの社会教育施設はもとより、学校教育施設を含めた有効利用、企業等を取り込んだ連携、ネットワークづくりを推進します。また、鳥取大学や鳥取短期大学との連携により、専門的・実践的な高等教育を受ける機会も確保します。

いま、地域力（教育力）の低下、家庭教育力の低下が指摘される中、大人（親）の意識改革、体験・学習機会の創設、世代間交流を推進するとともに、「倉吉の子育て十か条」を啓発、推進し、地域力、家庭教育力の向上を図ります。

生涯学習を通して、知識、技能、教養を身につけるだけでなく、創造性、自主・自律性あるいは社会の一員としての自覚と自信、規範意識や社会のルール・マナーの遵守を身につけ、郷土を愛し、他人や他地域を尊重する態度を養います。

重点施策Ⅰ 生涯学習の推進

多種多様化した市民の学習ニーズや社会状況の変化に対応し、生涯を通じていつでも、どこでも、だれでもが自己実現に向けた学習を効果的に推進していくことができるようにするため、市民が自由に選択できる学習内容及び学習機会の充実や学習成果を活かせる生涯学習の場の拡充等を図ります。

地区公民館や図書館、博物館などの社会教育施設と協働し、あらゆる年齢層や多種多様な学習ニーズに対応できる学習メニューの提供や、学習成果を青少年の育成等に活かせる場の拡充、生涯学習情報の積極的な発信を図ります。

また、鳥取大学や鳥取短期大学との連携により、専門・実践的な高等教育を受ける機会を確保するとともに、既存の教育施設の積極的な活用の促進を図ります。

〈主要施策〉

○学習メニューの提供、学習成果の還元システムの構築

- ・生涯学習活動の援助をおこなうための人材銀行講師派遣、登録及び情報発信
- ・市民の多様な学習要求に答えるため、また地域を掘り起こし再発見するための生涯学習講座の開催
- ・倉吉市内の歴史・文化・自然・産業・祭り等について学習し、再発見することで倉吉に愛着を持った人づくりを推進する、市民講座「倉吉学入門（仮称）」の作成・活用（再掲）

○生涯学習情報の発信（学習情報のデータベース化）

- ・生涯学習機会の充実を図るための情報収集、データベース化及び提供
- ・生涯学習への認識や意欲の向上を図るための啓発活動

○鳥取大学、鳥取短期大学と連携した学習機会の提供

- ・専門・実践的な高等教育を受ける機会を確保するための鳥取大学・鳥取短期大学公開講座の開催
- ・専門的技術の習得とリーダー養成を図るための中部ものづくり道場の啓発、推進

○教育関係団体・NPO団体等の活動支援

- ・多種多様な生涯学習機会を提供するための教育関係団体やNPO団体等が実施す

る事業の積極的な情報発信

- ・多種多様な生涯学習機会の増設を図るため、教育関係団体やNPO団体等へ活用できる国、県の補助事業等の情報提供

重点施策Ⅱ 公民館活動の推進

住民のニーズや地域の課題に応じた、より良い公民館事業の展開や住民が身近に感じる環境整備と情報発信を行う必要があります。

そのため、職員の資質向上の取り組みをはじめ、気軽に立ち寄れる環境づくり、市民のニーズの把握や情報提供、事業実施後の評価・公表により次年度に反映した事業展開など支援していきます。

〈主要施策〉

○職員の資質の向上への取り組みの推進

- ・公民館職員の資質の向上を図るための公民館職員の研修
- ・公民館まつりの開催による習活動の普及と公民館活動の周知

○公民館の環境整備や情報発信の工夫と充実のための支援

- ・事務の適正な処理や効果的活動を推進するための公民館訪問指導、助言
- ・公民館活動の広域的な周知、公民館の利便性の向上を図るためのホームページの作成支援

○地域の学習の拠点、人づくり・地域づくりの拠点としての支援

- ・地域の課題や現代的課題に関する学習機会を提供するための公民館研究指定事業の委託

○中・高生をはじめとする青少年が関わることの出来る取り組みの推進

- ・地域に根付く若者づくりのための中・高生の居場所づくり、リーダーづくりの支援
- ・中・高生をはじめとする子どもたちが地域に感心と愛着を持つことができるよう、地域事業への参画推進

重点施策Ⅲ 青少年の健全育成・家庭教育の充実

青少年の健全育成を近隣市町と一体的に取り組んでいくため、情報を共有し、青少年育成に関わる機関・団体、地域住民との連携を強化するとともに、少年非行防止、地域の安全のためのネットワークの構築を図ります。

青少年が積極的に地域活動や地域の行事等に参画し、社会の一員としての自覚と自信を持つことができるよう、家庭・地域・学校が連携を図りながら、様々な体験活動を推進します。

青少年を様々な誘惑や犯罪から守るため、家庭・地域・学校、関係機関が連携を図り、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。

青少年団体の自主的な活動を支援し、その活動を先導していくリーダーの育成に努めます。また、このような団体に対して、情報提供や団体間の連携などにより団体活動の活性化を図ります。

〈主要施策〉

○子どもの居場所づくり、体験活動事業の充実

- ・子どもたちの安心・安全な居場所や体験機会を設けるための放課後子ども教室推

進

- ・学校の空き教室等の有効活用による社会教育事業の展開
- ・子どもたちに体験機会を提供するとともに指導者の養成を図るための「中部ものづくり道場」の啓発、推進（再掲）
- 地域の次世代育成、子ども会、小中学校PTAの活動支援
 - ・子ども会活動実践リーダー育成のための子ども会リーダー研修会の開催
 - ・地域の子どもの健全育成を目的とする指導者育成研修会の開催
 - ・地域の若いリーダーを育てるためのジュニア・リーダーズクラブ、青年団の再構成及び活動支援
- 少年補導センター、青少年育成協議会との連携
 - ・より効果的な青少年の健全育成活動が展開できるよう、倉吉地区少年補導センター事業への参画
 - ・地域や学校と連携した青少年育成活動が活発に取り組みられよう、青少年育成協議会関連事業の推進
- 社会全体での家庭教育支援の取り組みの促進
 - ・家庭教育の向上を図るための「倉吉子育て帳（仮称）」の作成・活用（再掲）
 - ・子どもたちの健やかな成長のための家庭での取り組みの目安について「倉吉の子育て十か条」の活用による啓発、推進（再掲）
 - ・企業に家庭教育への理解と協力を図るための家庭教育協力推進企業制度の啓発、活用（再掲）
- 学校と地域との連携、協力体制の構築
 - ・より効果的な家庭教育、地域教育を推進するための学校、公民館等と連携した、中高生を巻き込んだ活動の支援

重点施策Ⅳ 体育・スポーツの振興

市民が生涯を通じて健康で豊かな日常生活を目指し、各種スポーツ活動機会の充実・スポーツ団体の育成・指導者の養成に努め、体育施設等の環境整備を図り、生涯スポーツを推進します。

地区公民館、体育指導委員等と協働して、各世代を対象とするスポーツ教室、スポーツ交流会などを開催し、スポーツ活動機会の拡充に努めます。また、より多くの市民が、スポーツに親しむきっかけとなるよう、様々な媒体を通して、スポーツ・健康づくりに関する情報提供に努めます。

スポーツ活動を普及するため、競技スポーツや生涯スポーツにおいても指導者の養成が重要です。スポーツ団体等と協働して今後も、スポーツ指導者の養成と資質の向上を図るとともに、各種スポーツ団体の育成に努めます。

体育施設等の指定管理者と協働して、市民が身近にスポーツを行うことができるよう施設の整備・充実に努めます。また、学校体育施設の開放事業など既存の体育施設等の効率的で利用者のニーズに対応した活用に努めます。

〈主要施策〉

- スポーツ活動機会の充実
 - ・市内小中学校の学校体育施設を開放による地域のスポーツ活動の推進
 - ・各地区でのスポーツ教室開催による、スポーツ活動への取組の推進
 - ・スポーツの楽しさを推進するためのニュースポーツ交流会の開催

- ・競技スポーツへの取組み、参加促進による競技選手の育成
生涯スポーツの推進のためのニュースポーツ大会の実施
 - ・全国の優秀な選手の活躍に触れる機会を増やし、新たなスポーツ活動への取り組みを促進することを目的とした桜相撲・日本海駅伝などの優秀な選手・チームの参加する大会開催への補助
 - ・全国大会へ出場する小中学生の保護者の経費負担を軽減を目的とする参加旅費の半額補助
 - ・市内で活動するスポーツ団体の種目、活動内容等の情報提供
- スポーツ団体の育成・指導者の養成
- ・くらし女子駅伝競走大会を開催することによる全国の優秀な選手・指導者との交流推進、参加チーム及び指導者の養成
 - ・体育指導委員の活動を支援し、指導者として育成するためのニュースポーツ交流会等、主幹事業の実施及び指導者研修会の実施
 - ・生涯スポーツ・競技スポーツを推進するための市体育協会及びスポーツ少年団の活動支援
 - ・地域を拠点として複数のスポーツをいつでも、だれでも、日常的に行うことができ、生涯スポーツの推進に資する地域の実態にあった総合型地域スポーツクラブの育成推進
 - ・各種スポーツで優秀な成績を取めた選手の栄誉を讃えるためのスポーツ表彰
- 体育施設等の整備充実
- ・市営体育施設を安全に、安心して利用できるための維持管理及び施設整備の推進
 - ・指定管理者が実施している体育施設の管理運営が適正に行われるための指導・監督
 - ・関金B&G海洋センター艇庫でのカヌー体験を通じた青少年の健全育成
(プールについては、施設の変更の検討)

重点施策Ⅴ 有形・無形の歴史的資産の保存と活用

倉吉市には古くから人々が営み、育んできた文化があります。それが地域に伝わる伝統となり、有形・無形の歴史的資産となって現在に受け継がれています。文化財の所有者、関係する民間団体と協働しながら歴史的資産の適切な保存、活用を通してその魅力が高められるような取り組みを進めます。

〈主要施策〉

○市内に存在する文化財の調査と保護

- ・伝統文化、文化財を適切に保護するために必要な調査研究の推進
歴史的建造物、伝統建築技術、庭園、美術工芸品、埋蔵文化財、民俗文化財、天然記念物、郷土の人物などの調査研究
- ・指定文化財の保存と管理
鳥飼家住宅、旧牧田家住宅の管理・活用。その他各指定文化財の管理・保存修理・防災設備の充実など所有者とも協議しながら検討する。

○調査成果の積極的な発信

- ・調査で得られた成果を積極的に発信し、歴史的資産が市民の身近になるよう努める。
文化財パンフレット作成、案内板の整備

- ・文化財の公開、見学会などを開催し、文化財に触れる機会を創出する。
発掘現場説明会の開催、民間団体と協力して文化財講演会の開催
- 伝統的建造物群の保存及び史跡の整備・活用の推進
 - ・伝統的建造物群保存地区内における保存事業の推進
保存地区が拡大になったため、より一層の伝統的建造物の修理、新築物件の修景を通して歴史的景観の維持に努める。
 - ・史跡の管理と整備の推進
史跡の保存、維持管理、整備等について、管理計画を定め効果的な整備・管理を目指すと共に、地元等と協力しながら活用していく。
史跡伯耆国府跡については規模・保存状態など全国に誇ることであり、調査・研究を進め、今後の保護・活用に資する。

重点施策Ⅵ 親しみ学ぶ機会の提供できる博物館

博物館がこれまで収集してきた資料の公開により、文化芸術にこれまで以上に触れる機会を推進します。館内の活動だけではなく、館外で地域と連携した生涯学習講座を開設し、地域の方の学ぶ場をつくります。郷土文化や伝統文化に興味や関心を持つ市民や創作活動者の増加をめざします。

〈主要施策〉

- 資料の収集・保存管理・公開
 - ・収集方針の再検討
 - ・保存管理技術の研修向上
 - ・常設展、特別展による資料の公開
 - ・館外での公開活用
- 地域と連携した生涯学習講座の推進
 - ・学校教育との連携(郷土室の利用、総合的な学習)
 - ・公民館活動との連携
 - ・館外での講座開催
 - ・年中行事など各地域の伝統文化との連携
- 郷土の歴史遺産や文化芸術、伝統文化を学べる場の提供
 - ・郷土の文化芸術、伝統文化のデータベース化
 - ・伯耆国庁や国分寺など地域の文化遺産を情報発信
 - ・「倉吉緋」「稲扱千刃」といった倉吉ブランドの情報発信
 - ・中井金三など郷土の芸術家の顕彰
 - ・技術保持者等との連携
 - ・特に若年層を対象としたワークショップの開催
- 創作活動の推進、支援
 - ・市展、創作文華展開催時の技術講座の開設
 - ・若年層へのワークショップの開催
 - ・創作活動者の活動を紹介
 - ・文化団体協議会等との連携
 - ・公民館活動との連携
- 美術賞の継続
 - ・「緑の彫刻賞」「前田寛治大賞」「菅楯彦大賞」の継続

- ・各美術賞についての情報発信と作品紹介
- ・前田寛治、菅楯彦の顕彰
- ・緑の彫刻プロムナード等の活用

重点施策Ⅶ 豊かな心を育む図書館づくりの推進

市民が気軽に利用でき、暮らしに役立つ図書館活動を推進し、知的要求に的確に応えるため、資料の収集、情報の提供に努めます。

また、利用しやすい図書館を目指し図書館の来館者の利便性を向上するために、利用者からの要望がある夏休み期間中の8月の月曜休館日について、開館に向け検討します。

〈主要施策〉

- 図書館資料の収集・提供の充実
 - ・最新で豊かな蔵書構成となるよう、幅広い資料を収集
 - ・公共図書館との連携
 - ・子どもから大人まで親しみのある図書館づくりの推進
- 読書活動の推進（講演会・研修会、ブックスタート等）
 - ・読書活動の推進を図るための講演会・研修会の開催
 - ・ブックスタートの充実を図り子育ての支援に寄与
 - ・小・中学校図書館と連携し朝の一斉読書に協力
 - ・ボランティア団体の活動への支援
- レファレンスサービスの充実
 - ・図書館司書の研修を実施
 - ・充実したサービスの実施
 - ・鳥取大学図書館・鳥取短期大学図書館等との連携
- 文芸活動の推進
 - ・文芸団体への支援

(3) 教育委員会の機能強化

教育委員会の使命として、「教育委員会は、地域の教育課題に応じた基本的な教育の方針・計画を策定するとともに、教育長及び事務局の事務執行状況を監視・評価すること」(中央教育審議会答申)が求められているところです。

教育委員会が本市教育の本質に関わる議論を行うことや住民や教育現場の意向や実情を把握することに加え、教育委員が積極的に教育の方向を示すことが必要です。そのためにも、教育委員の意見や考えを市民に広報することや、教育委員が自らの職業や経験を活かして教職員に対し研修を行うこと等により、「市民に顔の見える教育委員」であるよう努めます。

(4) 教育環境の整備充実

○教育施設の耐震化を含めた教育施設の健全化

市立小中学校については、昭和56年以前に建てられた旧耐震基準建物の耐震診断を平成20年度までに実施しましたが、平成22年4月現在で耐震化率が55.9%であり、全国の公立小中学校施設の耐震化率73.3%、鳥取県の65.7%と比較しても耐震化が進んでいない状況にあり、別途耐震化計画を策定して順次耐震化を図っていきます。

また、他の教育施設においては、昭和56年以前に建てられた旧耐震基準建物の耐震診断が未完了であり、今後診断を行って耐震性の確認を行う必要があります。

あわせて、新耐震基準の建物も含めて計画的に保全修理を行い、安全かつ快適に利用できるよう施設の健全化を図っていきます。

○教育表彰の実施

故石谷文海氏の遺志による1億5千万円の寄附金を基金積立した倉吉市教育振興基金の果実を活用し、倉吉市の児童及び生徒のスポーツ活動、文化活動及び国際交流活動を支援し、その活動が顕著であるものに対して打吹公園だんご教育奨励賞を授与するとともに、その他本市の学校教育、社会教育、スポーツ、文化芸術等の分野で顕著な成績のあった個人及び団体に対して表彰を行います。

○奨学金制度の充実

経済的に修学が困難な生徒が、高校卒業後に希望する学校に進学できるよう奨学金制度の充実を図ります。

- ・倉吉市奨学資金貸与
- ・(財)三松奨学育英会奨学資金貸与

(5) 学校・学級の適正規模、校区のあり方についての検討

児童生徒数の減少を踏まえ、子どもたちが望ましい成長をするための学校・学級の適正な規模、また校区の弾力的な運用、学校選択制のあり方について検討するとともに、検討した結果について広く市民の意見を聞き、今後の方向性を出していきます。

○学校・学級の適正規模、校区の再編を含めた校区のあり方について原案を出すものとします。

5 進捗管理

本計画の重点施策を着実に推進していくため、「倉吉市教育振興基本計画の重点施策に係る実績及び評価表」を作成し、毎年度、進捗状況の点検を行います。

この度の倉吉市教育振興基本計画は、5年間に取り組むべき具体的方向性について示すものであることから、策定から5年後を目途に見直しを行います。しかし、一方で、急速に変化する社会情勢の中で、対応すべき教育課題も変化していくことが見込まれることから、この計画の実施期間においても、必要に応じて新しい教育課題に対する検討を進めるなど、迅速かつ的確な対応を行っていきます。